

許可申請の手引きの変更予定箇所（R8.4→R8.●）

【全般】字句の修正

【制度編】

項番	項目	変更内容

【技術的基準編】

項番	項目	変更内容
P12	2.1.5 盛土の安定性の検討	地震時の安定性検討の式（数式 2.1.2）の修正
P69	5.1 のり面保護工の基本事項	表 5.1.1 を本文及び 3.1.1（2）擁壁を要しない崖面に整合させた表現に修正

【審査編】

項番	項目	変更内容

【巻末資料編】

項番	項目	変更内容

【地震時の安定性の検討】

$$F_S = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum [c \cdot l + \{W(\cos \alpha - K_h \cdot \sin \alpha) - U_S \cdot l\} \tan \varphi]}{\sum (W \sin \alpha + K_h \cdot W \cdot h/r)} \quad (\text{数式 2.1.2})$$



【地震時の安定性の検討】

$$F_S = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum [c \cdot l + \{W(\cos \alpha - K_h \cdot \sin \alpha) - U_S \cdot l\} \tan \varphi]}{\sum (W \sin \alpha + K_h \cdot W \cdot h/r)} \quad (\text{数式 2.1.2})$$

表 5.1.1 土工区分と地表面の勾配ごとに設置を要する構造物等の区分

土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等
盛土	崖面 (水平面に対し 30°を超える)	擁壁、崖面崩壊防止施設
	崖面以外の地表面 (水平面に対し 30°以下)	のり面保護工 (※1)
切土	崖面 (水平面に対し 30°を超える)	擁壁、崖面崩壊防止施設 (※2)、のり面保護工
	崖面以外の地表面 (水平面に対し 30°以下)	のり面保護工 (※1)

- ※1 土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く
 - ※2 擁壁の設置を要しない切土のり面の土質・勾配を満足する場合を除く
- 「盛土等防災マニュアルの解説 (盛土等防災研究会 編) (I p337)」より



表 5.1.1 土工区分と地表面の勾配ごとに設置を要する構造物等の区分

土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等
盛土	崖面 (水平面に対し 30°を超える)	擁壁、崖面崩壊防止施設 (※1)、のり面保護工
	崖面以外の地表面 (水平面に対し 30°以下)	のり面保護工 (※2)
切土	崖面 (水平面に対し 30°を超える)	擁壁、崖面崩壊防止施設 (※1)、のり面保護工
	崖面以外の地表面 (水平面に対し 30°以下)	のり面保護工 (※2)

- ※1 切土のり面の土質及び勾配が (表 3.1.1) に該当する場合又は安定計算により擁壁の設置を要しない場合を除く
 - ※2 土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く
- 「盛土等防災マニュアルの解説 (盛土等防災研究会 編) (I p337)」より